

保護者各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

新型コロナウイルス感染症にかかる 「まん延防止等重点措置」の対応について

保護者のみなさまには、日ごろから教育・保育行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株の影響により、過去最多の新規感染者を記録し、一部の羽曳野市内の保育施設でも臨時休園となっています。

羽曳野市では、感染防止、保育の継続のため、「まん延防止等重点措置」が適用される期間（令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）まで）において、下記のとおりご家庭での保育のご協力をお願いします。

記

1. 「まん延防止等重点措置」への対応について

羽曳野市は、保育の機能は維持することとしていますが、園児への感染が懸念されることから、まん延防止等重点措置期間（令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）まで）、ご家庭での保育が可能な場合には、登園を控えていただき、家庭保育のご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症により休校・休園となっている学校園に在籍する児童等のご兄弟姉妹がおられる場合は、感染防止の観点からご協力いただきますようお願いします。

保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

2. 健康観察の実施について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱（37.5度以上）や風邪症状がある場合は、解熱後、24時間以上経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。

保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。また、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、3密の回避など、引き続き感染対策の徹底をお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス発症者が発生した場合について

今後、保育施設において、新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談の上、臨時休園する場合があります。